

No. 17

制 度 名	農地集約化促進事業 (機構集積協力金交付事業)	主管課名	農業経営課 基盤強化 G		
		問合せ先	029-301-3833		
目的・趣旨	農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化等(団地化等)に取り組む地域を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を加速させる。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 農地中間管理機構を通じた貸借等により、農地の集約化等(団地化等)に取り組む地域に対し、支援金を交付する。</p> <p>[補助要件等] 事業実施年度の前年度の2月末から事業実施年度から起算して5年目の年度(集約化目標年度)までに以下のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>1. 集約化加速タイプ(旧集約化奨励金)</p> <p>(1) 基本タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①地域の農地面積に占める団地面積が10%以上増加すること ・②地域の農地面積に占める団地面積が20%以上増加すること ・③団地面積の割合が30%以上の「地域」において団地又は独立する1筆のほ場の平均面積が1.5倍以上となること <p>【交付単価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①：1.0万円/10a、②・③：3.0万円/10a <p>(2) 大規模集約タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記1.(1)①～③と同等 ・当該団地を耕作する者の経営規模が15ha以上であること(中山間地域は7.5ha、樹園地は2ha) ・当該団地を耕作する者の1団地の面積が5ha以上であること <p>【交付単価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5.0万円/10a <p>(3) 誘致団地創出タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け手不在農地等を団地化し誘致団地を形成すること ・誘致団地に関連する農地について、10年以上の中間管理権を設定すること ・集約化目標年度までに形成した誘致団地を新たな担い手に転貸すること <p>【交付単価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5.0万円/10a <p>2. 地域集約化実現タイプ(旧地域集積協力金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標地区内の農地面積に占める目標地区における同一の耕作者耕作する1ha以上の団地面積の割合が5割以上であること ・農地バンクの活用率が一定割合以上であること <p>(①一般地域：80%超 ②中山間地域：60%超 80%以下、80%超)</p> <p>【交付単価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.0万円/10a～2.6万円/10a 					
区 分		国	県	市町村	その他
市町村		10/10	—	—	—
〔令和8年度当初予算額〕		〔令和8年度補助対象団体〕			
233,640千円		44市町村			
〔備考〕					